清水 澄息

原村議会議長 小平 雅彦

し上げて新年のご挨拶といたします。る村として一層の発展と、村民の皆様の

3 広報はら 2014 01

10/5 諏訪地区森林づくりの集い



八ヶ岳自然文化園及び周辺林の植樹や枝打ち作業を行いました。

5/14 宮城県南三陸町佐藤町長来村



諏訪地域6市町村の林業関係者やみどりの少年団の児童ら約350名が、 東日本大震災の被災地、宮城県南三陸町の佐藤町長と佐藤参事が役 場を訪れ、震災当時の様子や復興の状況等について話しました。

10/15 商工会が原中男子バスケ部にユニフォーム寄贈 **7/7** 諏訪地区消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会



今年5月に発足した原中学校男子バスケットボール部に、原村商工会 からユニフォームが寄贈されました。

11/13 樅の木荘の今後のあり方を検討

消防ポンプ操法大会及びラッパ吹奏大会の諏訪地区大会が原小学校 校庭で行われ、村消防団の代表も訓練の成果を発揮しました。

公用車に電気自動車を購入



原村レストハウス樅の木荘の今後のあり方について、検討委員会、 住民アンケート、住民説明会等を行い検討しています。

村の公用車として電気自動車を購入しました。購入費用の一部には 国のクリーンエネルギー導入促進対策補助金が使われています。

12/2 民児協アルミ缶回収金を贈呈



民生児童委員協議会が各区等の協力によりアルミ缶を回収して得た収益を保育 所、小中学校、社会福祉協議会へ贈呈し、第22期の回収活動を終了しました。

原村総合計画審議会行政評価制度の試行



今年度から、原村総合計画審議会による第4次原村総合計画後期基本 計画の外部評価が試行され、119施策に対する評価が行われました。

3/27 鎌田医師原村診療所での最後の診療



鎌田實医師の原村診療所での診療が終了しました。鎌田医師は、 「今後も健康な村づくりをしてほしい。」と話していました。

4/20 清水多嘉示の石膏像寄贈



原村出身の彫刻家清水多嘉示が制作したブロンズ彫刻の原型である 石膏像60点が、遺族から八ヶ岳美術館に寄贈されました。

4/20 エコビレッジ研修会



千葉大学大学院の倉阪教授を講師に、地域主導での再生可能エネル ギーの導入について学びました。

小学校「ケヤキのお別れ集会」



原小学校校庭のケヤキが倒木の危険があることから、その大部分を 伐採しました。伐採前に、小学校ではお別れ集会を開催しました。

写真で振り返る 原村2013

新年あけましておめでとうございます。 昨年はどんな一年でしたか。 2013年の、原村の様ざまな出来事を 写真とともに振り返ります。

1/15 暴力団排除へ向けた取り組みの合意書締結



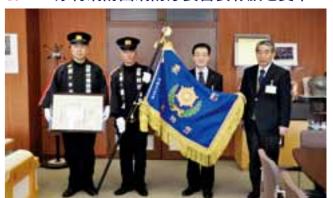
暴力団排除条例の実効性を確保するため、村と教育委員会、茅野警察署 の3者で暴力団排除へ向けた取り組みの合意書締結式が行われました。

電気自動車用充電設備開所式



電気自動車用の「急速充電器」と「普通充電器」を役場庁舎西側に 設置し、設備の開所式が行われました。

原村消防団消防庁長官表彰旗を受章



原村消防団が平成24年度消防功労者消防庁長官表彰式で、消防機関 に対する消防庁長官表彰で最高位にあたる表彰旗を受章しました。

2月

3月

17日 (月)

18日(火)

20日(木)

21日(金)

24日(月)※

25日(火)※

27日(木)

28日(余)

3日(月)

4日(火)

6日(木)

7日(金)

10日(月)

12日(水)

13日(木)

14日(金)



施設名	名称	医療費控除の対象	対領
·介護老人 福祉施設 ·特別養護 老人ホーム	・アイリス・恋月荘・紅林荘・ふれあいの里・ハイム天白等	施設のサービス 費(食事含む)の 自己負担の1/2 に相当する額	象となります。
·介護老人 保健施設 ·介護療養型 医療施設	・やすらぎの丘・虹の森・あららぎ・さくらの等	施設サービス費 (食事含む)の 自己負担額	

役場3階講堂

役場3階講堂

大久保公民館

柳沢公民館

役場3階講堂

役場3階講堂

八ツ手公民館

払沢公民館

柏木公民館

室内公民館

中新田公民館

南原公民館

役場3階講堂

役場3階講堂

役場3階講堂

菖蒲沢公民館

等が、次の表のとおり医療費控除のが居宅サービス費用の自己負担分が護老人保健施設等の利用料等及けービスで、介護老人福祉施設やサービスで、介護老人福祉施設やの護保険制度のもとで受けられる

午前9時~午後3時

午前9時~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~正午

午前9時~午後3時

午前9時~午後3時

午前9時~午後3時

午前9時~午後3時

午前9時~午後3時

■介護保険制度のもとで受け対象となります。 品を購入した費用も医療費控除の費用の他、治療や療養のための医薬医師による診療や治療にかかった 業所得の中の雑収入になりますの付金や農地流動化補助金等は、農農業者戸別所得補償制度による交 で、忘れずに計上してくださ ですが、氏名や生年月日等を必ず16歳未満の扶養親族は控除対象外 配してください。
らが、氏名や生た

村·県民税申告相談会 ☆正午~午後1時までは、休憩させて

いただきます。 ☆相談される方の人数によっては、長 時間お待ちいただく場合があります。 時間に余裕を持ってお越しください。 ☆収支内訳書や医療費の明細書は、 必ず事前に作成してお越しください。 ☆申告相談会の期間中は、住民財務 課税務係窓口での相談はご遠慮く ださい。

☆青色申告の方、土地や株等譲渡所 得のある方、住宅借入金等特別控 除のある方等は、税務署で申告して ください。

☆※の日は、税理士会主催の確定申 告相談を同時開催します。

税理士会主催の確定申告相談を同時開催

- 2月24日(月)、25日(火) ■開催日
- ■時 間 午前9時30分~午後3時
- ■お持ちいただく書類

前年度申告書の控え(代理送信した方は、送信時のプリントアウト)、口座名・口座番号等の資料、 予定納税額・口座振替の有無のわかるもの、税務署からのお知らせはがき

※なお、次に該当する方は計算等相談内容が複雑ですので、この相談会では受付できません。

- ・土地や建物、株式、ゴルフ会員権等の資産を売却または交換をした方
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得を有する方で前年分の所得金額が300万円を超える方
- ・消費税の申告をする方で前々年分の課税売上金額が3,000万円を超える方
- ・贈与税の申告をする方

成26年1日 26 村 年1月1日現在、原村に住所の・県民税の申告が必要な方は、平 原村に住所の

◆村・県民税の申告が 要な

告は必要ありません。 ①平成25年分所得税の確定申告書を 提出する方 ②平成25年中の所得が年末調整され た給与だけで、勤務先から給与支 た給与だけで、勤務先から給与支 払報告書が当村に提出されている 方 すで、年金の支払先から公的年金だけで、年金の支払先から公的年金だけで、 支払報告書が当村に提出されている方

④平成25年中の収入が全くなかったる方 族になった方で、村内にお住まいの方の扶養親

☆所得税の還付の申告書は、1月9しますので、ご利用ください。 役場1階住民財務課の窓口でおった。 公申告書及び各種資料は、2月か す。 ☆所得税の還付の申告書は、1月6 の窓口でお配料は、2月から

■申告相談に必要なもの

社会保険料控除

生命保険料控除

地震保険料控除

医療費控除

障害者控除

配偶者控除

配偶者特別控除

控除に関す

る書類

その他

給与•公的年金所得 源泉徴収票 収入に関す 事業所得(農業、不動産、営 収支内訳書 業等) (事前に作成してお持ちください) 生命保険契約等の一時金、損害保険契約の満期返戻 一時所得 金等の支払証明書 書類 辨所得

個人年金、シルバー人材センターの配分金等の支払証 明書

国税電子申告・納税システム

国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書 保険会社等から契約者に送付される生命保険料・地震 保険料等の年間支払額が記載された支払証明書

医療費の明細書、領収書等(明細書は、診療を受けた 人別、または病院別に集計してください)

身体障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書等

(源泉徴収票等)

寄附金控除 寄付した団体等から交付された寄附金受領証明書等

配偶者の収入がわかるもの

印鑑、筆記用具、計算機、村民税・県民税申告書(事前に 送付されている方)、本人名義の金融機関の口座番号が わかるもの、届出印(口座振替の届出をする方)、前回の 申告書や収支内訳書の控え

甲告期間 村民税· 2月17日(月) 県民税申告書の提出時期が近づ は お早 ~3月17 级 おうちで作成 ネットで申告 ax

きました。

早めに作成して忘れずに提出しましょう。

確定申告書、

個別相談を希望する方は、

相談会へお越しください

住民財務課税務係 (村・県民税について) 諏訪税務署 (費52-

3

(自動音声案内)

TI.

79

得税について】

日(月

広報 はら 2014 01

(厚生労働大臣の

委嘱)

村福祉

委員

付村

長

の委

訪広域消防本部の体制が充実します

☎ 諏 広域連合消 2442

詳 Oジは を を つ ていきでスターだスの き域 い連

Kできるようはできるようはできるようなできるようなできています。 検労強 施諏をビ計訪重ス 画広な、提り防

行ってきま-署が各市町: 害活動は、1 れの れてきていませい構築が全国にし、より強で取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を取り巻く環境を表しません。 域 11 諏 的固境 の れ なばな ŧ のは 災大災 広

害規や 防対模集

域し

消防本部:消防署:分署

<消防本部>

- ■現在の岡谷消防署内から、新たに建設される新 岡谷消防庁舎内に移転します。
- ■各消防署で行われていた事務は、消防本部に集 約し専門的かつ効率的な事務を行います。
- ■新たに「消防指令センター」を整備し、諏訪地域 全ての119番を受け付け、消防署・分署に指令 通信を行っていきます。

<消防署・分署>

- ■現在の消防署・分署の位置や名称は変わりませ
- ■岡谷消防署は新岡谷消防庁舎に移転します。

各種業務を専門化・高度化します

- ■火災を予防するために必要な建物の消防用設備 や危険物を保有する施設を法律的に規制する事 務は、消防本部に集約し、専門化します。
- ■予防杳察(立入検査)や火災の原因調査などは、 消防本部で統括し、火災予防体制の強化と、業務 の質の向上を図ります。
- ■救急救命士の適正な配置により、救急・救命体制 をより高度化します。
- ■特殊な救助災害(放射線事故やNBC(核・生物・ 化学) 災害) にも対応できるよう、高度な技術・資 機材を備えた「特別救助隊」を新たに配置し、救 助業務を高度化します。

出動体制が変わります

8 体

- ■現在は、消防署が置かれている市町村の中だけ の出動ですが、この枠を取り払い、諏訪地域全域 を出動範囲とし、複数の消防署・分署からその災 害に必要となる数の消防車やはしご車などを11 9番通報と同時に出動させ、災害初期の活動を 充実強化します。
- ■消防指令センターは、全ての消防車両の位置を 常時監視することが可能となり、災害発生現場に もっとも近い消防車両を出動させることができま す。これにより、現場到着までの時間短縮と的確 な消防車両の選択や編成が行えるため、被害の 軽減や救命率の向上を図ることができます。

消防団・関係団体との連携は 今までどおりです

<消防団>

- ■消防団の活動に係る事務は、今までどおり各消 防署で行います。
- ■定期的な会議や訓練などを通じた連携はもとよ り、災害現場での更なる連携の強化を図ります。

<関係団体>

- ■消防協力団体や防犯組合に係る事務は、今まで どおり消防署で行い、協力して安全安心なまちづ くりを推進します。
- ■医療機関との連携は、今までの体制を引き続き 継続します。また、医療機関の理解と協力を得 て、病院に到着するまでの救急体制の更なる充 実を図ります。

消防は、火災をはじめ水害や地震などにおける消火や人命救助、又、病人や事故などの救急・救助活動におい て、住民の生命・身体・財産を守る重要な任務を担っています。「諏訪広域消防本部一元化実施計画」に基づき、 より強固な消防体制を構築し、引き続き諏訪圏域住民の安全と安心な生活を守ってまいります。

^図25年12月1日から私たちが民生児童委員です



大久保



北原公司 柳沢(公民館下)



清水久子 柳沢(公民館上)、 農場



行田吉光 八ツ手 (1~4常会) ※副会長



正木美喜子 八ツ手 (5~8常会)

五味勇吉

菖蒲沢

※会長



払沢(1~4、 16~19常会)



野明晃 払沢 (5~9、15常会)



払沢 (10~14常会)





牛山佳子 中新田 (7~12、21常会)



判之木、南原



秋山徳子 上里



松岡孝治

室内

石田八重子 やつがね



中新田(1~6、

早川繁 ペンション



菊池作栄

中新田

(13~19常会)

神尾明 原山



櫻井勝利 原山



蠣崎睦子 鎌倉房子 原山 全村(児童担当) ※主任児童委員



全村(児童担当) ※主任児童委員

民生委員・児童委員委嘱状伝達、原村福祉委員委嘱状(第23期)交付 及 び 退任民生委員•児童委員感謝状贈呈式

民生委員・児童委員として平成22年から3年間、ご尽力された22名のうち、19名の方が退任され、感謝状が 贈呈されました。また、6年以上在任して退任された藤森美智さんには、厚牛労働大臣から感謝状が贈呈さ

ここに掲載した24名(再任3名、新任21名)の皆さんへ厚生労働大臣の委嘱状が伝達され、原村長から は原村福祉委員として委嘱状が交付されました。それぞれ任期は平成25年12月1日から平成28年11月30日

式では、第22期を代表して藤森美智さんが、これまでの活動をふり返り「3・11の震災後に行った街頭 募金で絆を深めた。第22期は意見を言い合える良き仲間だった。また、活動は辛いことばかりではなく、訪 問先で『ありがとう』と声を掛けられたり、1歳児訪問の手作りおもちゃを喜んでもらえたりした。ありがと うございました。」とあいさつしました。また、第23期を代表して五味勇吉さんが、全員で連動するスポー ツのラグビーに活動を例え、「大変な仕事だと思うが、力を合わせてお願いします。」と声をかけました。

民生委員・児童委員は民生委員法等に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、大臣か ら委嘱されます。一定の区域を担当し、生活や家族の問題、高齢者、障害者、児童、ひとり親などあらゆる 分野の相談に応じ、助言や支援を行っています。

皆さんと同じ地域に住む民生児童委員に、何でもお気軽にご相談ください。